○厚生労働省告示第五十八号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、食鳥肉販売業の振興指針（平成二十五年厚生労働省告示第八十六号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十五日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

食鳥肉販売業の振興指針

食鳥肉販売業の営業者（以下「営業者」という。）が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、食鳥肉販売業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者、消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。

第一　食鳥肉販売業を取り巻く状況

一　食鳥肉販売業の事業者の動向

平成26年10月現在の食鳥肉販売業の従業員規模については、従業者数５人未満の零細事業者が54.9％であり、前回調査時（平成21年度）(58.6％）とほぼ同様となっている。また、経営者の年齢については、60歳から69歳の者の割合が38.7％、70歳以上の者の割合が24.3％と、60歳以上の者の割合が63.0％となっており、前回調査時（63.6％）と同様に６割を超えている。このことから、食鳥肉販売業においては、引き続き経営全般が零細化かつ高齢化の状況であると考えられる。卸・小売の別の割合では、全体の45.9％が「卸売業及び小売業」と、両方を行う者が最も多く、34.2％が「小売業のみ」を行う者、19.8％が「卸売業のみ」を行う者となっており、「卸売業及び小売業」が前回調査時より増えている（13.2％増）状況である（厚生労働省『平成26年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

二　消費動向

我が国における、１人当たり食肉類家計消費（平成28年度）は、豚肉に9,834円、牛肉に7,189円、鶏肉に5,102円となっており、平成７年の家計消費をそれぞれ100とした場合、平成28年の家計消費では、鶏肉は156.7となっており、豚肉の157.0と同様に牛肉の75.9よりも高い伸びとなっている（総務省『家計調査』に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が算出したデータによる）。

また、国内流通量（平成28年度）について、鶏肉（約209万トン）は、豚肉（約176万トン）や牛肉（約86万トン）を上回っている。(独立行政法人農畜産業振興機構『平成28年度我が国の食肉類流通量（推定出回り量）』による)。

一方、平成27年10月の消費者の意識調査において、鶏肉の購入頻度は、38.7％が「週に１日程度」、24.2％が「月に２～３日程度」と、合わせて約６割以上を占めているが、過年度調査（平成24～26年度調査）との比較においては、鶏肉は過年度に比べて購入頻度が減少傾向にある。また、鶏肉購入時に重視する項目については、「価格が手頃であること」が最も大きくなっており、消費者の節約志向が続いている（財団法人日本食肉消費総合センター『食肉に関する意識調査』による）。

三　営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては、「価格の見直し」、「接客サービスの充実」、「広告・宣伝等の強化」及び「施設・設備の改装、更新」を挙げる声が多い（厚生労働省『平成26年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

一方、食肉・食鳥肉販売業のシニア層の集客に向けた取組の具体的内容は、「シニア層向けの接客強化」23.8％、「出張・配達・送迎サービスの実施」21.8％、「シニア層に特化した商品・サービスの提供」19.7％となっている（日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（2014年７～９月期）特別調査結果』による）。

第二　前期の振興計画の実施状況

都府県別に設立された食鳥肉販売業の組合（平成29年12月末現在で17都府県で設立）においては、前期の食鳥肉販売業の振興指針（平成25年厚生労働省告示第86号）を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全５か年のうち４か年終了時である平成28年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

各組合の積極的な取組の結果、達成率の高い項目も見られるが、施設及び設備の改善に関する事業など一部の項目については達成の割合が小さくなっている。

表１　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

	事　業　名	達　成	概ね達成	主　な　事　業　等
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	21％	43％	・食品衛生等に関する講習会の開催 ・自主点検の実施 ・パンフレット・情報誌による情報提供
2	施設及び設備の改善に関する事業	７％	21％	・円安により仕入れ価格が高騰しており、景気の先行きの見通しが立たないために施設、設備投資は慎重になっている
3	消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業	57％	36％	・適正表示マークの店頭配布 ・食鳥肉に関する料理方法等パンフレット配布 ・賠償責任保険への加入促進
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	７％	71％	・経営講習会、各種研修会の開催 ・販売状況の調査 ・経営相談の実施
5	営業者及び従業者の技能の向上に関する事業	29％	43％	・調理技術講習会の開催 ・食鳥処理衛生管理者資格取得の促進
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	43％	21％	・共同購入の実施
7	取引関係の改善に関する事業	36％	36％	・生産者、商社等との情報交換会の開催
8	従業者の福祉の充実に関する事業	８％	54％	・共済制度の加入促進 ・定期健康診断の実施 ・最低賃金制度の周知